

令和4年度

学校保健給食委員会



宇都宮市立清原北小学校

学 校 保 健 委 員 会 細 則

第1条（名称） 本会は、清原北小学校学校保健委員会と称する。

第2条（目的） 本会は、児童の健康の保持増進を図り、学校保健教育の事業について協議、推進することを目的とする。

第3条（事業） 本会は前条の目的を達成するために、次の事項について協議し推進する。

- 1 学校保健計画の立案、実施の計画
- 2 健康診断の事後措置、学校病の治療についての実施と評価
- 3 学校環境、特に健康保健に関すること
- 4 性教育・安全教育に関すること
- 5 薬物、エイズ、喫煙教育に関すること
- 6 地域ぐるみの協力を必要とするもの、具体的で実行可能な問題、学校、児童、教職員、保護者等が現実的に困っている問題

第4条（組織） 本会は下記の条項の中から校長が委嘱した委員をもって構成する。

- 1 P T A P T A正副会長・書記・会計・P T A学年部
- 2 教職員 校長・副校長・教務主任・体育主任・給食主任・保健主事
養護教諭・学校栄養士・給食関係職員・事務職員
- 3 非常勤専門委員 学校医・学校歯科医・学校薬剤師

第5条（役員） 本会に下記の役員をおく。

- 1 委員長 ……[校長] 本会を代表し会務を総括するとともに委員の委嘱・招集をする。
- 2 副委員長 ……[P T A会長] 委員長を補佐し、委員長不在の時はその代理をする。
- 3 庶務 ……[保健主事] 委員会の企画・運営を行う。

第6条（任期） 委員の任期は1年とする。ただし再任はさまたげない。

第7条（会議） 本会は年1回の定期委員会を開催する。ただし、必要に応じて委員会を開催することができる。

第8条（表簿） 本会には、次の表簿を備える。

- 1 役員及び委員名簿
- 2 会議録

第9条（運営） 本会の企画・運営は保健主事があたる。

学 校 給 食 委 員 会 細 則

第1条（名称） 本会は、清原北小学校学校給食委員会と称する。

第2条（目的） 本会は、学校給食の円滑な実施並びに充実改善について協議，推進することを目的とする。

第3条（事業） 本会は前条の目的を遂行するために、次の事項について協議し推進する。

- 1 給食の施設・設備・運営に関すること
- 2 食育の指導に関すること
- 3 給食の献立に関すること
- 4 物資の確保に関すること
- 5 地産地消給食に関すること
- 6 経理に関すること
- 7 その他、目的の達成に必要なこと

第4条（組織） 本会は下記の項目の中から校長が委嘱した委員をもって構成する。

- 1 P T A P T A正副会長・書記・会計・P T A学年部
- 2 教職員 校長・副校長・教務主任・給食主任・保健主事・養護教諭
学校栄養士・給食関係職員・事務職員
- 3 非常勤専門講師 学校医・学校歯科医・学校薬剤師

第5条（役員） 本会は次の役員をおき、各項に掲げた任務をおこなう。

- 1 委員長 ……[校長] 本会を代表し会務を総括するとともに委員の委嘱・招集をする。
- 2 副委員長 ……[P T A会長] 委員長を補佐し、委員長不在の時はその代理をする。
- 3 庶務 ……[給食主任] 委員会の企画・運営を行う。

第6条（任期） 委員の任期は1年とする。ただし、再任はさまたげない。

第7条（会議） 本会は年1回の定期会議を開催する。ただし、必要に応じて委員会を開催することができる。

第8条（表簿） 本会に下記の表簿を備える。

- 1 役員及び委員名簿
- 2 会議録

第9条（運営） 本会の企画・運営は給食主任があたる。